令和８年度第３回二宮町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和８年６月２６日（金）午前９時３０分から

２　開催場所　　二宮町役場第１会議室

３　出席委員

１番	野　谷	和　雄	７番	水　島	寿　徳
２番	松　崎	博	８番	内　山	昌　代
３番	関　山	美智子	９番	鈴　木	透
４番	小　林	茂	１０番	井　上	昌　之
５番	香　坂	政　博	１１番	中　村	隆　一
６番	野　谷	茂	１２番	橘　川	均

４　欠席委員

なし

５　事務局職員出席者

事務局長　　山　下　　昌　志

副 主 幹　　木　本　　盛　之

６　傍聴者　　なし

７　議事録署名人

１０番　井　上　昌　之　　　１１番　中　村　隆　一

８　報告事項

（１）　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

（２）　農地の賃借料情報について

（３）　二宮町新規農業者資格認定要綱の一部改正について

９　議　　案

第７号　二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について

会議の状況

【議長】
　おはようございます。雨の中、また明日も２つの台風が来るという中、ありがとうございます。本日は、議案が１件ありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
　それでは令和８年度第３回の総会を開催いたします。
　本日の出席委員は１２名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。
　日程第２の議事録署名委員の指名についてです。第３回総会の議事録署名委員につきましては、１０番井上委員、１１番中村委員にお願いします。
　続きまして、日程第３の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】
―　報告事項（１）朗読　―

　それでは説明いたします。
　農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、「市街化区域内の農地」を転用する場合は、農業委員会に届出を提出することで許可は不要となっております。
　その際に「農地の権利移動を伴わない転用」が農地法第４条、「権利移動を伴う転用」が第５条による届出となります。
　今回は、市街化区域内での、農地法第５条の転用を、受理しております。
　Ｎｏ．１から３について、土地の場所は、いずれも「関係資料位置図」の「地図１」をご覧ください。
　こちらは富士見が丘１丁目の「秋葉神社」の北東側の位置にある二宮地区内の土地で、「住宅敷地」として転用される目的での手続きとなり、相手方への「届出の受理通知書」は、Ｎｏ．１は５月１８日付、Ｎｏ．２及びＮｏ．３は５月２１日付で発行しております。
　なお、当該地については、令和５年４月に農地法第５条の届出を提出済みのため、届出書を受理する前に農地転用の届出が提出済みであることを証明する「受理証明」を発行しましたが、「前回の届出以降に農地の分筆・合筆が行われたことにより農地の面積が変わっていること」「現況が農地のままであること」の２つの理由により登記所で地目変更登記が行えなかったことから、届出を受理したものになります。

―　報告事項（２）朗読　―

　それでは説明いたします。平成２１年の農地法改正により、農地の賃借料の目安となる標準小作料がなくなり、替わって農地の賃借料情報を農業委員会が提供することになっております。

今回ご報告する町内の平均農地賃借料については、令和７年１月から令和７年１２月までに設定された利用権から収集したデータとなっております。

なお、賃借料情報の提供方法としては、町のホームページに掲載したいと考えております。

―　報告事項（３）朗読　―

それでは説明いたします。

本件につきましては、報告資料として、１ページから５ページまでに新旧対照表、６ページ以降に改正後の要綱を添付しております。

本件の要綱改正の主な変更点は２つございますが、２点とも関係する法改正に対応するための変更でございます。

まず１点目ですが、令和７年４月の「農業経営基盤強化促進法」の改正により、利用権の設定は「農地中間管理事業の推進に関する法律」によるものに統合されておりますが、二宮町の要綱は、法改正前の農業経営基盤強化促進法による利用権設定のままであったため、文言や様式を修正したものです。

また、２点目の変更点ですが、これまでの町の要綱ですと、新規就農者が就農にあたり、農地の権利を取得する際に、利用権の設定でしか就農ができないこととなっておりましたが、令和５年の農地法の改正で農地法第３条の下限面積要件が廃止されたことにより、新規就農者であっても農地の所有権を取得することが農地法上可能になったため、利用権によらない就農も可能とする要綱に変更いたしました。主な変更点は以上になります。

改正した要綱は、告示し、すでに新たな要綱が適用されておりますので、本日ご審議いただく農業者資格認定の議案では、改正後の要綱が適用されることとなります。

なお、資格認定基準の変更など、内容の変更を伴う要綱改正であれば、改正にあたり議案としてお諮りするところですが、今回の改正については、法改正に対応するために必要な要綱改正であり、認定の基準等に変更はないため、報告事項とさせていただきました。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第４の議事に入ります。議案第７号、二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

―　議案第７号朗読　―

【議長】

ありがとうございました。続きまして、事務局より補足説明をよろしくお願いします。

【事務局】
　それでは、補足説明いたします。「議案第７号関係資料」をご覧ください。
　１ページが「農業者資格認定申請書」となっております。
　添付書類については、２ページから３ページに「営農計画書」、４ページに「二宮町新規農業者資格認定要綱」第４条第１項第２号に規定されている「研修の修了証」、５ページに念書を添付させていただいております。
　申請者は、認定農業者の下で令和５年３月から研修を受けておりましたが、３年間の研修を終え、二宮町内で新規就農するため、「農業者資格認定申請書」が提出されました。
　新規就農の認定基準につきましては、「二宮町新規農業者資格認定要綱」第２条において規定されておりますが、申請者は関係資料４ページの修了証のとおり、認定農業者の下で１年以上研修を受けていたことが確認でき、基準を満たしております。
　作付けする品目は、露地野菜を栽培する予定で、慣行農法により耕作する計画となっております。耕作を行う農地については、２ページ中段の「耕作地」の欄に記載されている農地の所有権を、農地法３条により取得する予定となっております。
　なお、審査に際しましては、「申請者の技術、経営能力等を総合的に勘案して実現性が高いと認められること」、「就農後における目標の達成に向け、適切な内容であると認められること」、「受入地域のルールを守り、地域の農業者との調和を図れること」、「新たに農業を始めるための農地が確保される見込みがあること」に適合するか判断することとなっております。
　以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】
　ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】
　修了証に書かれている申請者名の筆跡と念書に書かれている申請者名の筆跡が違うようですが、なにか理由があるのでしょうか。

【事務局】
　修了証は研修先の農業者が書いたものであり、念書は申請者が自署したものですので筆跡が異なっております。

【議長】
　よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第７号、二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

―　挙手　―

挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり認定することといたします。
本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前９時４５分閉会